

当日資料 1

【変更箇所一覧】

介護保険事業状況報告の更新により、各年 9 月末データに統一。

該当ページ	変更前	変更後
P14	要介護(要支援)認定者数の推移(2号含む) 令和 5 年 8 月末現在で、3,442 人	要介護(要支援)認定者数の推移(2号含む) 令和 5 年 9 月末現在で、3,459 人
P14	要介護(要支援)認定率の推移 令和 5 年 8 月末現在で、15.0%	要介護(要支援)認定率の推移 令和 5 年 9 月末現在で、15.0%
P15	要介護認定率(要支援除く)の推移 令和 5 年 8 月末現在で、13.6%	要介護認定率(要支援除く)の推移 令和 5 年 9 月末現在で、13.7%
P23	要介護(要支援)認定者数の推計(2号含む) 令和 5 年度 3,442 人	要介護(要支援)認定者数の推計(2号含む) 令和 5 年度 3,459 人

【修正箇所一覧】

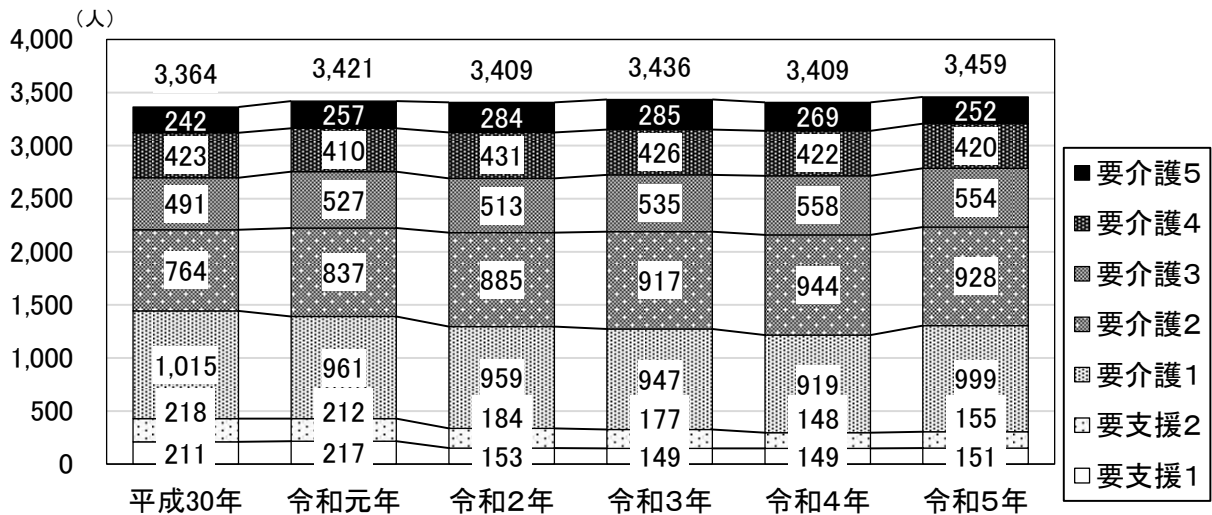
文言修正

該当ページ	修正前	修正後
P86,88,91	高齢・認知症・医療が必要になっても	高齢になっても、認知症になっても、医療が必要になっても
P88,96,121	認知症の方が希望をもって暮らすため社会資源…	認知症の方が希望をもって暮らすための社会資源…
P121,122	目標	9期の目標
P121	認知症の正しい知識の目標値 70%	認知症の正しい知識の目標値 80%
P122	個別支援計画を作成している人の割合 3.0%	個別避難計画を作成している人の割合 増加
P123	在宅サービス等の見込量の推計	在宅サービス等の見込量の推計 注釈の追加
P158	—	「令和5年 10 月 31 日現在」を追記
P158	委員番号3「近江八幡市介護相談員連絡会」	委員番号7「近江八幡市介護相談員連絡会」
P160	—	「第9期総合介護計画(概要版)について」を追記
P160	令和6年 2 月 28 日	令和6年 1 月 22 日

3) 要介護（要支援）認定者の状況

本市の要介護（要支援）認定者数は、令和5年9月末現在で、3,459人となっており、要介護1が999人、要介護2が928人と中度者が多くなっています。

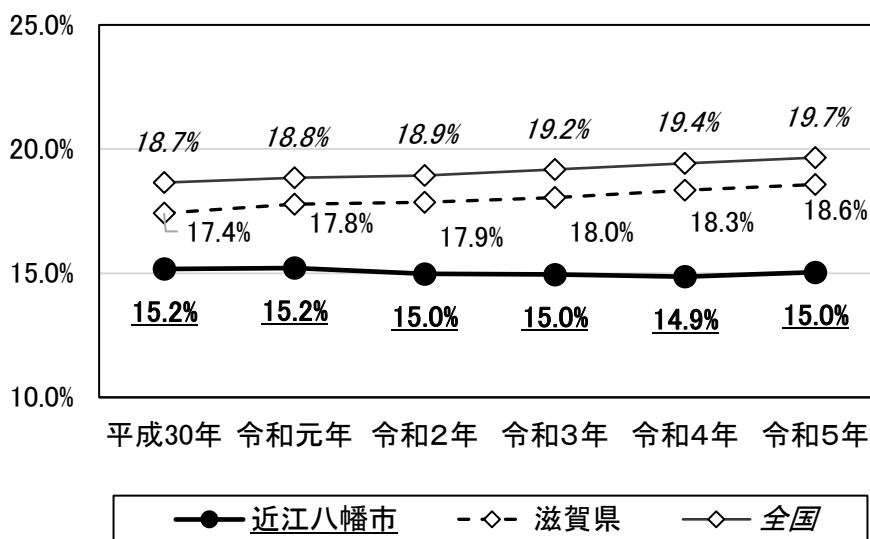
【要介護（要支援）認定者数の推移（2号含む）】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

要介護（要支援）認定率は国や県よりも低い値で推移しており、令和5年9月末時点で15.0%となっています。

【要介護（要支援）認定率の推移】

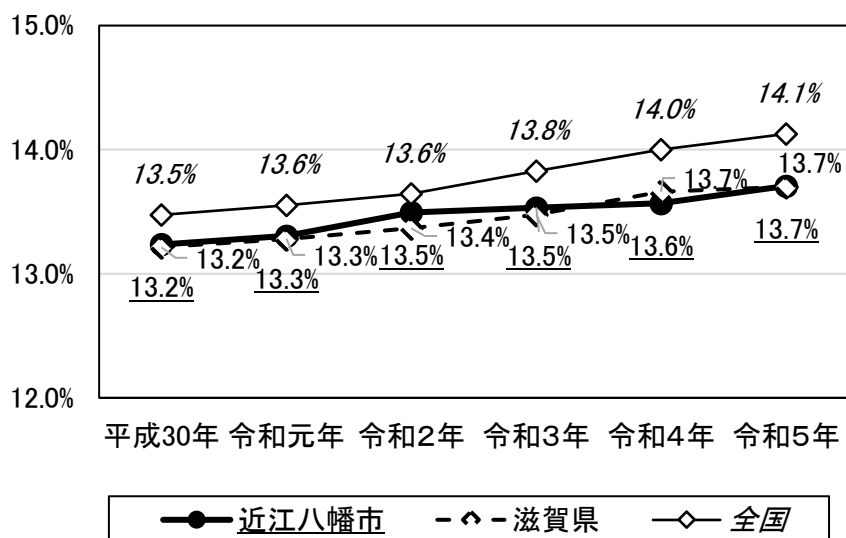


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

要介護（要支援）認定率は、要介護（要支援）認定者数（2号含む）を第1号被保険者数で除した値。

要介護認定率（要支援除く）は、県と同程度、全国よりも低い値で推移しており、令和5年9月末時点で13.7%となっています。

【要介護認定率（要支援除く）の推移】

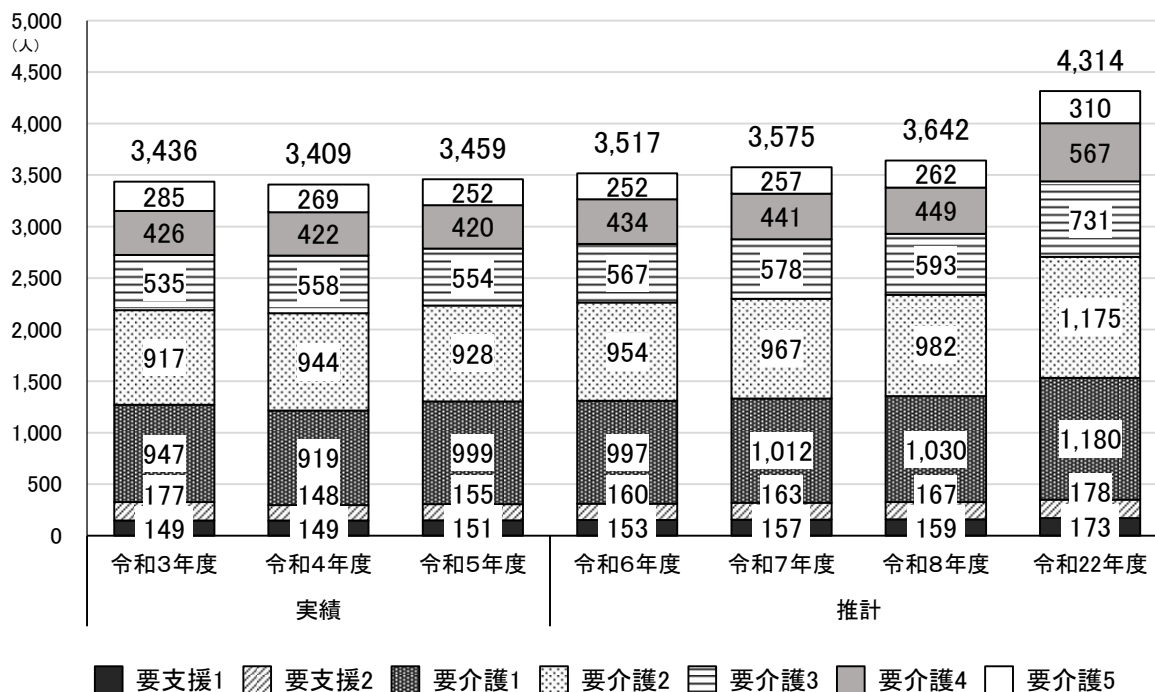


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

要介護認定率（要支援除く）は、要支援認定者を除く要介護認定者数（2号含む）を第1号被保険者数で除した値。

今後の要介護（要支援）認定者数（2号含む）を推計すると、65歳以上人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は年々増加し、本計画期間の最終年度の令和8年度には、3,642人になると見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数の推計（2号含む）】



注) 実績値については介護保険事業状況報告（各年9月末）、推計値は地域包括ケア「見える化」システム

2. 基本目標

基本理念「自らが自立意識を持ち共に支え合いながら住み慣れた地域での生活を継続する」の実現に向けた施策を展開していくため、課題等を踏まえて、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 住み慣れた地域で生活するための相談・支援体制の充実

高齢になっても、認知症になっても、医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、不安や悩みを抱える人が早期に必要な支援につながるしくみづくりや、多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

また、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進することで、日常生活の支援体制の整備・強化に取り組むとともに、認知症の人や医療・介護の両方のニーズがある人など、一人ひとりの心身の状態や、置かれている状況に応じた支援の充実を図ります。

基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢期を迎えても、誰もが心身共に健やかに暮らしていけるよう、効果的な介護予防とともに、介護予防の基礎となる健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、多様な活動、交流、就労・就業支援などの社会参加・生きがいづくりに関する取組の充実を図るとともに、高齢者のニーズや生活機能に応じた社会参加を支援できる体制の構築に取り組み、高齢者の活躍を促進します。

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり

高齢者の安全・安心な生活が確保されるよう、高齢者虐待防止を推進するとともに、成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護を推進します。

また、地域における高齢者の住まいに関する現状・課題を十分に踏まえ、高齢者やその家族のニーズに対応できるような住まいの確保や多様な住まい方への支援に取り組みます。

さらに、災害時の高齢者の安全と安心を確保する支援体制の整備を図ります。

3. 計画の体系



第4章 施策の展開と目標

1. 施策の展開

基本目標1：住み慣れた地域で生活するための相談・支援体制の充実

施策の方向性1 相談体制・支援体制の強化

施策の方向性1で 市が目指すこと	困ったときに相談できる体制がある
---------------------	------------------

高齢になっても、認知症になっても、医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、不安や悩みを抱える人が早期に必要な相談・支援につながるしくみづくりや、多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくり、地域課題に即した効果的な支援のための多職種協働によるネットワークの構築に取り組みます。

また、地域ケア会議の実践による地域課題の把握から、社会資源の開発、政策形成につなげ、地域づくりを推進します。

①地域包括支援センターの機能強化

- 早期に必要な相談機関につながるしくみづくりや、制度の狭間や複合的な課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

取組1 制度の狭間や複合的な課題を含めた高齢者に関する総合相談の実施

- 地域包括支援センターにおいて、制度の狭間や複合的な課題を含め、高齢者に関する相談を総合的に受け止めるとともに、市の担当部局や各種関係機関と連携して迅速な対応が行える体制づくりを進めます。
- 高齢者人口の増加、複雑化・複合化する相談に対応できるよう、地域包括支援センター業務について必要な人員体制を確保するとともに、国の法改正等（総合相談支援業務の委託、職員配置の柔軟化等）を踏まえた業務運営の効率化に向けて検討します。
- 研修会や事例検討会等の開催を通じて、より専門性の高い相談支援業務を実施できるよう、スキルアップを行います。

施策の方向性3 認知症施策の推進

施策の方向性3で
市が目指すこと

認知症の方が希望を持って暮らすための社会資源やしきみがある

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務と定められました。

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるなか、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策推進大綱や今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する理解の促進や認知症の予防、認知症を早期発見・早期対応できるしくみづくり、認知症の人や介護者を支える体制の充実などの認知症施策を推進します。

① 認知症の普及啓発、本人発信支援

- 認知症に関する正しい知識・正しい理解を深めることができるよう、認知症に関する理解の促進・啓発の充実に取り組みます。
- 本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策に反映するよう努めます。

取組1 認知症に関する理解の促進・啓発の充実

- 認知症の人を地域で支える体制を整備するため、各圏域の特性に応じた取組を実施するとともに、地域で活躍する認知症啓発ボランティアのキャラバン・メイトやオレンジサポーターを養成し、活動支援を行います。
- 企業や地域、学校への啓発を広げていくことができるよう、認知症啓発ボランティアや認知症地域支援推進員、関係機関等と連携しながら、市民が認知症に関する理解を深めるための体制づくりを行います。
- 認知症啓発や地域ケア会議、認知症カフェ等の取組を地域住民、関係機関等連携のもと実施することにより、認知症の本人、家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2. 計画の数値目標（指標）の設定

本計画では、基本目標の施策の方向性ごとに「市が目指すこと」と、それがどの程度実現できたかを確認するための「指標」を設定し、計画の効果的な進捗管理及び評価・検証につなげます。

基本目標	施策の方向性	市が目指すこと	指標	現状値	9期の目標	出典
基本目標1「住み慣れた地域で生活するための相談・支援体制の充実」	1. 相談体制・支援体制の強化	困ったときに相談できる体制がある	●地域包括支援センターの機能・役割の認知度	46.3%	50.0%以上	※1
			●医療機関・薬局等関係機関や地域の支援者（民生委員・福祉推進員等）から地域包括支援センターの相談につながった割合	20.6% （令和4年度）	増加	※2
			●地域ケア推進会議の実施回数	2回 （令和4年度）	5回/年	※2
	2. 日常生活を支援する体制の整備・強化	住み慣れた地域で暮らし続けるための資源がある	●高齢者に対する生活の手助けとしての支援活動に既に参加している人の割合	2.7%	3.7%	※1
			●ささえあい商助推進事業所の登録件数	34件 （令和4年度）	40件	※2
			●在宅介護と就労をしている方が「就労継続が（やや・かなり）難しい」と感じる割合	20.8%	18.7%	※3
	3. 認知症施策の推進	認知症の方が希望を持って暮らすための社会資源やしきみがある	●認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	32.1%	37.0%	※1
			●認知症の対応・治療に関して正しい知識を持っている高齢者の割合	68.4%	80.0%	※1
			●認知症の方への接し方を知っている人の割合	12.3%	15.0%	※1
			●認知症カフェの実施数	1か所 （令和5年度）	各圏域に1か所以上	※2
			●認知症への対応に不安を感じる家族介護者の割合	19.9%	減少	※3
	4. 在宅医療・介護の連携推進	必要なときに医療や介護サービス等を活用し、自立に向けた適切な支援を受けることができる	●ACP（人生会議）を名称も内容も知っている人の割合	2.4%	8.0%	※1
			●かかりつけ医がいる人の割合	自立：85.4% 要支援：89.4%	増加	※1
			●かかりつけ歯科医がいる人の割合	自立：68.8% 要支援：54.7%	増加	※1
			●かかりつけ薬局がある人の割合	自立：68.1% 要支援：76.7%	増加	※1
			●市民のセルフケア力向上を目的とした啓発に参画した医療・介護従事者の数（職種数）	9人（3職種） （令和4年度）	増加	※2

基本目標	施策の方向性	市が目指すこと	指標	現状値	9期の目標	出典
基本目標2【健康でいきいきと暮らせるまちづくり】	1. 健康づくりと介護予防の推進	自分の心身の状態や健康づくりへの関心が高まり、介護予防の取組が広まる	● 通いの場への65歳以上の参加割合	17.2% (令和4年度)	20.9%	※2
			● リハビリテーション、歯科、栄養等専門職が関与した通いの場の数	10か所 (令和4年度)	20か所/年	※2
	2. 高齢者の活動支援(生きがいづくり)	年齢にとらわれず、生きがいや役割を持つ高齢者が増える	● 生きがいがある人の割合	71.5%	80.0%	※1
			● 地域の会・グループ等へ参加者として既に参加している人の割合	7.9%	10.0%	※1
			● 現在、フルタイム又はパートタイムで働いている人の割合	25.0%	30.0%	※1
	基本目標3【安全・安心な暮らしを支える体制づくり】	1. 権利擁護の推進	高齢者の尊厳と人権が尊重され、本人らしい生活を送るための支援体制が整っている	● 権利擁護への支援体制が充実していると思う介護支援専門員の割合	25.0%	増加
● 成年後見制度について、どのような制度か知っている人の割合				26.1%	増加	※1
2. 多様な住まい方への支援		高齢者にとって安全・安心な住まい・住まい方が確保されている	—			
3. 災害時の体制づくり	災害等を含めて高齢者の安全と安心を確保する体制がある	● 避難行動要支援者支援制度に登録している人のうち、個別避難計画を作成している人の割合	1.7% (令和4年度)	増加	※2	
基本目標4【介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備】	1. 介護保険サービス	介護サービスを必要とする高齢者が過不足なくサービスを受けることができる	● 適正な要介護認定に向けた認定調査員に対する研修の実施回数	3回 (令和4年度)	6回/年	※2
			● 「職員不足がある」法人の割合	66.7%	61.0%	※5
			● 介護に関する入門的研修等修了者が介護分野への興味・関心を持った割合	80.0% (令和5年度)	90.0%	※2
			● 合同職場説明会の面談が「役立った」参加者・事業者の割合	参加者:61.5% 事業者:75.0% (令和5年度)	参加者:70.0% 事業者:89.0%	※2
			● 看護職・介護職向け研修の研修内容が「役立った」参加者の割合	81.2% (令和4年度)	94.0%	※2
			● ケアプラン点検実施件数	1件 (令和4年度)	120件/年	※2
	2. 高齢者福祉サービス	困難を抱える高齢者やその家族が必要なときに必要な福祉サービスを利用することができる	● 認知症高齢者等事前登録者数	61人 (令和4年度)	80人	※2

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度実施。特に断り書きのない限り自立高齢者の値）

※2 庁内資料

※3 在宅介護実態調査（令和4年度実施）

※4 介護支援専門員調査（令和5年度実施）

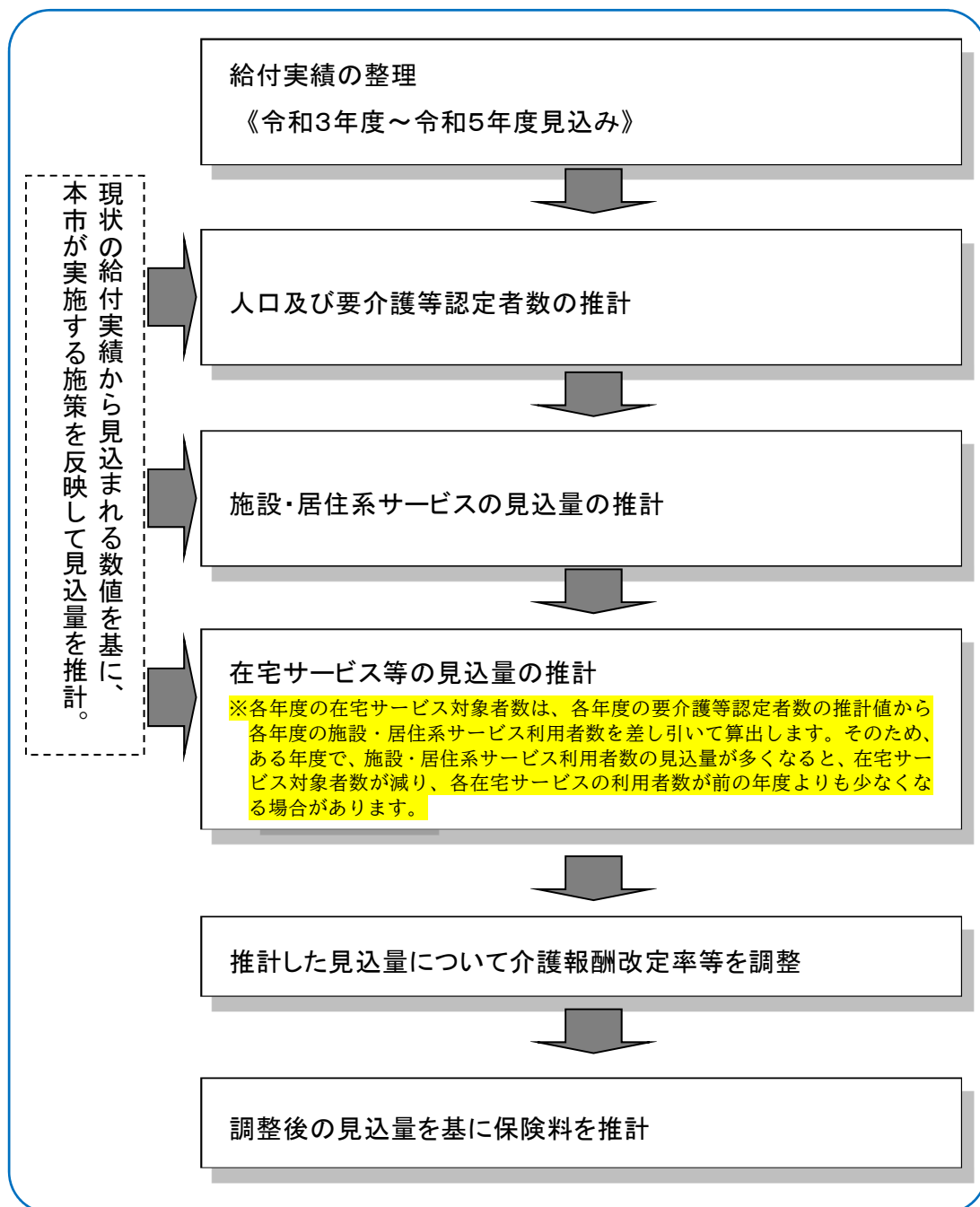
※5 事業所調査（令和5年度実施）

第5章 介護保険事業の見込み

1. 介護サービス見込量算定の手順

介護サービスの見込量の算定やそれに基づく保険料の推計に当たっては、国の地域包括ケア「見える化システム」を基に行います。その手順は以下の通りです。

【算定の流れ】



2. 委員名簿

○第8期近江八幡市総合介護市民協議会委員

(敬称略・順不同)

	所属機関等	氏名
1	近江八幡市蒲生郡医師会	柴田 辰己
2	湖東歯科医師会	高田 克重
3	八幡蒲生薬剤師会	磯矢 毅
4	近江八幡市社会福祉協議会	西川 昭一郎
5	近江八幡市民生委員児童委員協議会	中谷 正一
6	近江八幡市健康推進協議会	池田 千代子
7	近江八幡市介護相談員連絡会	善住 昌弘
8	近江八幡市老人クラブ連合会	岡田 和子
9	第8期公募委員(1号代表)	辻本 恵以子
10	近江八幡市居宅介護支援事業所代表	東森 侑介
11	近江八幡市訪問介護連絡協議会	高橋 良治
12	近江八幡市デイサービスセンター連絡会	井上 雅弘
13	近江八幡市特別養護老人ホーム連絡会	村井 幸之進
14	近江八幡市地域密着型サービス事業所連絡会	中嶋 由美
15	近江八幡市シルバー人材センター	中村 公彦
16	学識経験者(大谷大学)	◎安田 誠人
17	学識経験者(日本福祉大学/人間環境大学)	○塚本 鋭裕

◎委員長 ○副委員長

(令和5年10月31日現在)

3. 計画策定の過程

会議、日時など	内容
令和5年3月6日 令和4年度第2回第8期総合 介護市民協議会	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ○在宅介護実態調査について ○第9期総合介護計画の策定スケジュールについて
令和5年5月25日 令和5年度第1回第8期総合 介護市民協議会	○第9期総合介護計画策定にかかる市長諮問 ○近江八幡市の高齢者を取り巻く現状 ○第9期総合介護計画策定スケジュールについて ○日常生活圏域の設定について
令和5年7月12日 令和5年度第1回高齢者部会	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ○第8期総合介護計画の取組の実績及び課題等について
令和5年8月24日 令和5年度第2回第8期総合 介護市民協議会	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護支援専門員調査、事業所調査からの課題分析と第8期総合介護計画中の主な事業の進捗確認と課題整理について ○第9期総合介護計画の理念・目標の設定について ○第9期総合介護計画体系（案）について
令和5年9月25日 令和5年度第3回第8期総合 介護市民協議会	○サービス付き高齢者向け住宅にかかる整備の考え方について ○介護基盤整備計画（案）について
令和5年10月20日 令和5年度第1回医療部会	○第9期総合介護計画における取組の方向性について
令和5年10月26日 令和5年度第2回高齢者部会	○第9期総合介護計画の体系について ○第9期総合介護計画での取組内容について
令和5年11月27日 令和5年度第4回第8期総合 介護市民協議会	○第9期総合介護計画（案）について ○介護保険事業費及び介護保険料の見込みについて ○パブリックコメントの実施について
令和5年12月11日～令和6 年1月10日	○パブリックコメント実施
令和6年1月22日 令和5年度第5回第8期総合 介護市民協議会	○パブリックコメントの結果報告 ○第9期総合介護計画（案）について ○第9期総合介護計画（概要版）について ○介護保険事業費及び介護保険料について
令和6年1月22日	○第9期総合介護計画（案）市長答申